

平成 27 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第2号	八戸市子ども支援センター条例の制定について	3
議案第3号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第4号	八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第5号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第6号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第7号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の整備に係る意見について	33
議案第8号	八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について	53
議案第9号	八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について	57
議案第10号	八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	61

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成27年 1 月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所属・職業等
類家 徳久	公益社団法人八戸青年会議所

任期は、平成27年2月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第 2 号

八戸市こども支援センター条例の制定について

八戸市こども支援センター条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年 1 月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

こども支援センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

議案第 号

八戸市こども支援センター条例の制定について  
八戸市こども支援センター条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

こども支援センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるためのものである。

## 八戸市こども支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、心身の発達支援を必要とする児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）並びにその保護者に対し、必要な相談支援、指導等を行うことにより、児童等の健全やかな育成を図り、もって児童等の福祉の増進に資するため、こども支援センターを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(こども支援センターの名称及び位置)

第2条 こども支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市こども支援センター
- (2) 位置 八戸市諏訪一丁目2番41号

(事業)

第3条 八戸市こども支援センター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 児童等の障がい等の早期発見に関すること。
- (2) 児童等の心身の発達に係る相談に関すること。
- (3) 児童等の療育、指導及び検査に関すること。
- (4) 児童等の生活指導及び適応指導に関すること。
- (5) 特別支援教育に係る教育環境の整備に関すること。
- (6) 児童等及びその保護者への支援に必要な関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する児童等及びその保護者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める者については、この限りでない。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 八戸市総合教育センターの設置等に関する条例（昭和53年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。



○八戸市総合教育センターの設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>教育相談</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(5)</u> <u>特殊教育</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>



議案第 3 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年 1 月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

西白山台小学校を新設するためのものである。

議案第 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

西白山台小学校を新設するためのものである。

## 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和39年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中 

八戸市立白山台小学校	〃 東白山台二丁目31番1号
------------	----------------

 を

「  

八戸市立白山台小学校	〃 東白山台二丁目31番1号
八戸市立西白山台小学校	〃 西白山台四丁目15番1号

 に改める。  
」

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○八戸市立学校設置条例の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
別表	名称	名称	位置
(略)			
	八戸市立白山台小学校	八戸市立白山台小学校	東白山台二丁目31番1号
	八戸市立西白山台小学校	八戸市立江南小学校	根城九丁目22番50号
	八戸市立江南小学校		
(略)			

議案第4号

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年1月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

償還義務のない特別奨学金を創設し、その他所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

償還義務のない特別奨学金を創設し、その他所要の改正をするためのものである。



## 八戸市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

八戸市奨学金貸与条例（昭和30年八戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 八戸市奨学金条例

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「学資を貸与し」を「修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）の貸与又は給付をし」に改める。

第2条中「修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）の貸与」を「奨学金の貸与及び給付」に改める。

第3条第1項中「及び特別奨学金」を「、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金」に改め、同条第2項中「と特別奨学金の貸与は、」を「若しくは第1種特別奨学金の貸与又は第2種特別奨学金の給付は、それぞれ」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「貸与」の次に「又は給付」を加え、同項第5号を削り、同項第6号ア中「次条第1号」を「第3項第2号並びに次条第1号イ及び第3号イ」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「特別奨学金」を「第1種特別奨学金」に改め、同項第1号中「、第3号及び第5号」を「及び第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第2種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 第1項第1号から第4号までに該当する者

(2) 中学校（特別支援学校の中等部を含む。）、高等学校又は高等専門学校に在学する者で、高等学校、高等専門学校又は大学に翌年度から進学しようとするもの

第5条の見出しを「（奨学金の額）」に改め、同条中「貸与額」を「額」に改め、同条第2号中「特別奨学金」を「第1種特別奨学金」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第2種特別奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、次に定める額

ア 第1号アに掲げる者 月額2万円以内

イ 高等専門学校第4学年若しくは第5学年又は大学に在学する者 月額4万円以内

第6条の見出しを「（奨学金の貸与又は給付に係る期間）」に改め、同条中「を貸与する」を「の貸与又は給付をする」に改める。

第9条の見出しを「（奨学金の貸与又は給付の停止等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸与」の次に「若しくは給付」を加え、同条第2号中「貸与」の次に「又は給付」を加える。

第10条の見出しを「（第1種特別奨学金の当然免除）」に改め、同条中「特別奨学金に」を

「第1種特別奨学金に」に、「当該特別奨学金」を「当該奨学金」に改める。

第12条の見出しを「（第1種特別奨学金の償還）」に改め、同条第1項中「特別奨学金は、特別奨学金」を「第1種特別奨学金は、当該奨学金」に改め、同条第2項中「特別奨学金」を「第1種特別奨学金」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市奨学金条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学金について適用し、同日前になされた申請に係る奨学金については、なお従前の例による。

○八戸市奨学金貸与条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>八戸市奨学金条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、八戸市出身の優秀な学生及び生徒であって能力があるにもかかわらず、経済的理由により<u>修学困難な者に対して修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)</u>の貸与又は給付をし、もって人材の育成を図ることを目的とする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の定めるところにより、<u>奨学金の貸与及び給付の実施の責任を負う。</u></p> <p>(奨学金の種類)</p> <p>第3条 奨学金の種類は、一般奨学金、<u>第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金とする。</u></p> <p>2 一般奨学金若しくは<u>第1種特別奨学金の貸与又は第2種特別奨学金の給付は、それぞれ同時に受けることができない。</u></p> <p>(志願資格)</p> <p>第4条 一般奨学金に係る奨学生(奨学金の貸与又は給付を受ける者をいう。以下同じ。)に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者</p>	<p><u>八戸市奨学金貸与条例</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、八戸市出身の優秀な学生及び生徒であって能力があるにもかかわらず、経済的理由により<u>修学困難な者に対して学資を貸与し、もって人材の育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の定めるところにより、<u>修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)</u>の貸与の実施の責任を負う。</p> <p>(奨学金の種類)</p> <p>第3条 奨学金の種類は、一般奨学金及び<u>特別奨学金とする。</u></p> <p>2 一般奨学金と<u>特別奨学金の貸与は、同時に受けることができない。</u></p> <p>(志願資格)</p> <p>第4条 一般奨学金に係る奨学生(奨学金の貸与を受ける者をいう。以下同じ。)に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>本市からこの条例の規定による奨学金以外の奨学金の貸与を受けていない者</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p>

改正後	改正前
<p>ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）<u>、高等専門学校若しくは大学（短期大学及び高等専門学校の専攻科を含む。第3項第2号並びに次条第1号イ及び第3号イにおいて同じ。）に在学する者又はこれらの学校に翌年度から進学しようとする者</u></p> <p>イ（略）</p> <p>2 <u>第1種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第3号に該当する者</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3 <u>第2種特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号から第4号までに該当する者</u></p> <p>(2) <u>中学校（特別支援学校の中等部を含む。）<u>、高等学校又は高等専門学校に在学する者で、高等学校、高等専門学校又は大学に翌年度から進学しようとするもの</u></u></p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第5条 <u>奨学金の額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第1種特別奨学金 月額10万円以内</u></p> <p>(3) <u>第2種特別奨学金 次に掲げる者の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p>ア <u>第1号アに掲げる者 月額2万円以内</u></p> <p>イ <u>高等専門学校第4学年若しくは第5学年又は大学に在学する者 月額4万円以内</u></p> <p>(奨学金の貸与又は給付に係る期間)</p>	<p>ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）<u>、高等専門学校若しくは大学（短期大学及び高等専門学校の専攻科を含む。次条第1号において同じ。）に在学する者又はこれらの学校に翌年度から進学しようとする者</u></p> <p>イ（略）</p> <p>2 <u>特別奨学金に係る奨学生に志願することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号、第3号及び第5号に該当する者</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(奨学金の貸与額)</p> <p>第5条 <u>奨学金の貸与額は、本人の希望、家庭の事情等を参酌し、次に掲げるところにより毎年度予算の範囲内において教育委員会が決定する。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>特別奨学金 月額10万円以内</u></p> <p>(貸与の期間)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 <u>奨学金の貸与又は給付をする期間</u>は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間内とする。</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(<u>奨学金の貸与又は給付の停止等</u>)</p> <p>第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与若しくは給付を停止し、又は奨学生の決定を取り消す。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 奨学金の貸与又は給付を辞退したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(<u>第1種特別奨学金の当然免除</u>)</p> <p>第10条 第1種特別奨学金に係る奨学生が教育委員会の定める要件に該当するときは、<u>当該奨学金の償還を免除する</u>。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>第1種特別奨学金の償還</u>)</p> <p>第12条 第1種特別奨学金は、<u>当該奨学金に係る奨学生が第10条に規定する教育委員会</u>が定める要件に該当しないとき又は前条第2項各号のいずれかに該当するときは、<u>教育委員会</u>が定める時から20年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 前条第3項の規定は、<u>第1種特別奨学金</u>に準用する。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p>	<p>第6条 <u>奨学金を貸与する期間</u>は、奨学生の在学する学校の正規の修業期間内とする。</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>(<u>奨学金貸与の停止等</u>)</p> <p>第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止し、又は奨学生の決定を取り消す。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 奨学金の貸与を辞退したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(<u>特別奨学金の当然免除</u>)</p> <p>第10条 <u>特別奨学金に係る奨学生が教育委員会の定める要件に該当するときは、当該特別奨学金の償還を免除する</u>。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(<u>特別奨学金の償還</u>)</p> <p>第12条 <u>特別奨学金は、特別奨学金に係る奨学生が第10条に規定する教育委員会</u>が定める要件に該当しないとき又は前条第2項各号のいずれかに該当するときは、<u>教育委員会</u>が定める時から20年以内の期間において、月賦、半年賦又は年賦でその全額を償還しなければならない。</p> <p>2 前条第3項の規定は、<u>特別奨学金</u>に準用する。</p> <p>第13条～第15条 (略)</p>



議案第 5 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年 1 月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷公民館及びその分館を除く地区公民館の附属設備使用料を定めるためのものである。

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷公民館及びその分館を除く地区公民館の附属設備使用料を定めるためのものである。



## 八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の備考第1項中「及び燃料費」を「、燃料費及び附属設備使用料」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○八戸市公民館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 八戸市公民館の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。</p> <p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分の1時間当たり料金の100分の150に相当する額とする。</p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 暖房料、冷房料、燃料費及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p>	<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 八戸市公民館の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。</p> <p>2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。</p> <p>3 入場料を徴収しないが、ホール、楽屋、展示室、展示ロビー、会議室、和室、講義室又は調理実習室を、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の150に相当する額とする。</p> <p>4 使用時間がやむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合は、1時間以内に限り延長できるものとし、その延長使用料は、当該使用時間基本区分の1時間当たり料金の100分の150に相当する額とする。</p> <p>5 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 暖房料、冷房料及び燃料費は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、使用4時間までごとの金額とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 南郷公民館の使用料 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。</p> <p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 南郷公民館分館の使用料 (略)</p> <p>備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。</p>	<p>3 南郷公民館の使用料 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 暖房料及び附属設備使用料は、教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、冠婚葬祭に使用する場合は、1式の金額とする。</p> <p>3 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 南郷公民館分館の使用料 (略)</p> <p>備考 使用料は、1時間当たりの金額とする。ただし、全館の場合は、1日当たりの金額とする。</p>



議案第6号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年1月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

市史編纂委員会を廃止するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市史編纂委員会を廃止するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表の2八戸市史編纂委員会の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「市史編纂委員会の委員」を削る。

○八戸市附属機関設置条例の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関		別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関	
名称	担当する事務	名称	担当する事務
(略)		(略)	
八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に 関し必要な事項について調査及 び検討をし、意見を述べること。	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に 関し必要な事項について調査及 び検討をし、意見を述べること。
八戸市史跡編纂委員会		八戸市史跡編纂委員会	市史編纂事業に 関し必要な事項について調査及 び検討をし、意見を述べること。





改正前	
料金	
史跡保存計画委員	
史跡管理委員会	
城管検の	
根存画議	
纂の	
(略)	
(略)	

  

改正後	
料金	
史跡保存計画委員	
史跡管理委員会	
城管検の	
根存画議	
(略)	
(略)	

議案第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の整備に係る意見について別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例を整備することについては、八戸市教育委員会として異議がないものとする。

平成27年1月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の整備について、八戸市教育委員会としては異議がない旨の意見を述べるためのものである。

議案第 号

八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について  
八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、一般職の職員としての教育長の給与等に係る規定を廃止するためのものである。

## 八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例

八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和28年八戸市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）  
附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定による廃止前の八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 号

八戸市特別職の職員の給料等に関する条例及び八戸市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特別職の職員の給料等に関する条例及び八戸市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員としての教育長の給料月額及び退職手当の額を定めるためのものである。

八戸市特別職の職員の給料等に関する条例及び八戸市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例（昭和24年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

附則第11条中「823,000円」と」の次に「、「763,000円」とあるのは「701,000円」と」を加える。

別表副市長の項の次に次のように加える。

教育長	763,000円
-----	----------

(八戸市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第2条 八戸市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和35年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の20

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）  
附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例第1条、附則第11条及び別表並びに第2条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の退職手当支給条例第1条及び第3条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例第1条、附則第11条及び別表並びに第2条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の退職手当支給条例第1条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 号

八戸市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定  
について

八戸市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員としての教育  
長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を定めるためのものである。



## 八戸市教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、八戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務条件を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

(勤務条件及び職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

処分第 号

八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
の専決処分について

八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成 年 月 日

八戸市長 小 林 眞

八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成20年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の委員の項を次のように改める。

教育委員会の委員	同	127,600円
----------	---	----------

(八戸市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第3条 八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号、第15条第2号、別表第1及び別表第2中「職員等」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1並びに第3条の規定による改正後の八戸市職員等の旅費支給条例第14条第1項第3号、第15条第2号、別表第1及び別表第2の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1並びに第3条の規定による改正前の八戸市職員等の旅費支給条例第14条第1項第3号、第15条第2号、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

(八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年八戸市条例第31号）を次のように改正する。

第5条第1項中「の職員等」を「の職員」に改める。

(八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 附則第2項の場合においては、前項の規定による改正後の八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第1項の規定は適用せず、前項の規定による改正前の八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(八戸市消防団条例の一部改正)

- 5 八戸市消防団条例(昭和27年八戸市条例第63号)を次のように改める。

第16条中「の職員等」を「の職員」に改める。

(八戸市消防団条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 附則第2項の場合においては、前項の規定による改正後の八戸市消防団条例第16条の規定は適用せず、前項の規定による改正前の八戸市消防団条例第16条の規定は、なおその効力を有する。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 7 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成19年八戸市条例第58号)を次のように改める。

第11条中「の職員等」を「の職員」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 附則第2項の場合においては、前項の規定による改正後の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第11条の規定は適用せず、前項の規定による改正前の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第11条の規定は、なおその効力を有する。

○八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前														
<p>第1条 次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給料その他の給与については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育長</u></p> <p>(4) <u>常勤の監査委員</u></p> <p>附 則</p> <p>第11条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「1,135,000円」とあるのは「1,021,000円」と、「915,000円」とあるのは「823,000円」と、「763,000円」とあるのは「701,000円」と、「590,000円」とあるのは「542,000円」とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="970 1153 1137 2132"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>763,000円</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>590,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">給料表</p>	職名	給料月額	(略)		教育長	763,000円	常勤の監査委員	590,000円	<p>第1条 次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給料その他の給与については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>常勤の監査委員</u></p> <p>附 則</p> <p>第11条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「1,135,000円」とあるのは「1,021,000円」と、「915,000円」とあるのは「823,000円」とあるのは「542,000円」とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="970 129 1137 1108"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>590,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">給料表</p>	職名	給料月額	(略)		常勤の監査委員	590,000円
職名	給料月額														
(略)															
教育長	763,000円														
常勤の監査委員	590,000円														
職名	給料月額														
(略)															
常勤の監査委員	590,000円														

○八戸市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員（他の地方公共団体の一般職の職員から引き続き就任した者を除く。以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 教育長 100分の20</u></p> <p><u>(4)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、<u>                    </u>及び常勤の監査委員（他の地方公共団体の一般職の職員から引き続き就任した者を除く。以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)</u></p>

○八戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に 関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に 関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)	区分	別表第1 (第2条関係)	区分
監査委員	議会の議員の中から選任された者	監査委員	議会の議員の中から選任された者
	月額		月額
	55,700円		55,700円
識見を有する者の中から選任された者	同	識見を有する者の中から選任された者	同
	166,900円		166,900円
教育委員会の委員	同	教育委員会の委員	委員長
(略)	同	(略)	委員
	127,600円		143,700円
			127,600円



○八戸市職員等の旅費支給条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の職員」という。）の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）<u>、特別船室料金及び寝台料金による。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員の職務にある者が特別船室料金を徴する船舶による旅行をする場合には、前号に規定する運賃のほか、特別船室料金</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則（平成18年3月30日条例第10号）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>（八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部改正）</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の職員等」という。）の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）<u>、特別船室料金及び寝台料金による。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別職の職員等の職務にある者が特別船室料金を徴する船舶による旅行をする場合には、前号に規定する運賃のほか、特別船室料金</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則（平成18年3月30日条例第10号）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>（八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部改正）</p>

改正後	改正前																																												
<p>5 八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例（平成元年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条を次のように改める。</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 旅費の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員以外の職員の職務とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国語指導員等に支給する移転料については、国内における旧勤務地又は本邦到着地から当市までの路程に応じ別表に定める額とし、扶養親族移転料については、支給しないものとする。</p> <p>(八戸市消防団条例の一部改正)</p> <p>6 八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第16条を次のように改める。</p> <p>第16条 団員の職務上の旅行については、費用弁償として八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の規定を準用して得た額を支給する。この場合において、団員の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員以外の職員の職務とする。</p> <p>別表第3を削る。</p> <p>別表第1（第18条、第19条、第20条、第20条の3、第22条関係）</p> <p style="text-align: center;">旅行雑費、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" data-bbox="1252 1153 1452 2116"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td rowspan="2">旅行雑費（1日につき）</td> <td colspan="2">宿泊料（1夜につき）</td> <td rowspan="2">食卓料（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td>甲地方</td> <td>乙地方</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>特別職の職員等</td> <td>1,400</td> <td>13,900</td> <td>12,500</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table>	区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	甲地方	乙地方	(略)					特別職の職員等	1,400	13,900	12,500	2,800	(略)					<p>5 八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例（平成元年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条を次のように改める。</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 旅費の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等以外の職員の職務とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国語指導員等に支給する移転料については、国内における旧勤務地又は本邦到着地から当市までの路程に応じ別表に定める額とし、扶養親族移転料については、支給しないものとする。</p> <p>(八戸市消防団条例の一部改正)</p> <p>6 八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第16条を次のように改める。</p> <p>第16条 団員の職務上の旅行については、費用弁償として八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の規定を準用して得た額を支給する。この場合において、団員の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等以外の職員の職務とする。</p> <p>別表第3を削る。</p> <p>別表第1（第18条、第19条、第20条、第20条の3、第22条関係）</p> <p style="text-align: center;">旅行雑費、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1" data-bbox="1252 134 1452 1097"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td rowspan="2">旅行雑費（1日につき）</td> <td colspan="2">宿泊料（1夜につき）</td> <td rowspan="2">食卓料（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td>甲地方</td> <td>乙地方</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>特別職の職員等</td> <td>1,400</td> <td>13,900</td> <td>12,500</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table>	区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	甲地方	乙地方	(略)					特別職の職員等	1,400	13,900	12,500	2,800	(略)				
区分			旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）																																							
	甲地方	乙地方																																											
(略)																																													
特別職の職員等	1,400	13,900	12,500	2,800																																									
(略)																																													
区分	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）																																									
		甲地方	乙地方																																										
(略)																																													
特別職の職員等	1,400	13,900	12,500	2,800																																									
(略)																																													

改正後	改正前																																																																																								
<p>備考</p> <p>1 宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域をいう。</p> <p>2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p> <p>別表第2（第20条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">移転料</p> <table border="1" data-bbox="563 1171 1075 2128"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>鉄道50キロメートル未満</td> <td>鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</td> <td>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</td> <td>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</td> <td>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</td> <td>鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</td> <td>鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</td> <td>鉄道2,000キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別職の職員等</td> <td>126,000</td> <td>144,000</td> <td>178,000</td> <td>220,000</td> <td>292,000</td> <td>306,000</td> <td>328,000</td> <td>381,000</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</p>	区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上									(略)									特別職の職員等	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000	(略)	0	0	0	0	0	0	0	0	<p>備考</p> <p>1 宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは甲地方の地域以外の地域をいう。</p> <p>2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p> <p>別表第2（第20条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">移転料</p> <table border="1" data-bbox="563 152 1075 1108"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>鉄道50キロメートル未満</td> <td>鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</td> <td>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</td> <td>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</td> <td>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</td> <td>鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</td> <td>鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</td> <td>鉄道2,000キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別職の職員等</td> <td>126,000</td> <td>144,000</td> <td>178,000</td> <td>220,000</td> <td>292,000</td> <td>306,000</td> <td>328,000</td> <td>381,000</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</p>	区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上									(略)									特別職の職員等	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000	(略)	0	0	0	0	0	0	0	0
区分		鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上																																																																																
(略)																																																																																									
特別職の職員等	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000																																																																																	
(略)	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																	
区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上																																																																																	
(略)																																																																																									
特別職の職員等	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000																																																																																	
(略)	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																	

○八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 費用弁償の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員以外の職員の職務とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 費用弁償の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員以外の職員の職務とする。</p> <p>2 (略)</p>

○八戸市消防団条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第16条 団員の職務上の旅行については、費用弁償として八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の規定を準用して得た額を支給する。この場合において、団員の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員以外の職員の職務とする。</p>	<p>第16条 団員の職務上の旅行については、費用弁償として八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の規定を準用して得た額を支給する。この場合において、団員の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等以外の職員の職務とする。</p>

○八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(旅費) 第11条 管理者が公務のため旅行するときは、八戸市職員等の旅費支給条例(昭和28年八戸市条例第9号)第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等の例により旅費を支給する。</p>	<p>(旅費) 第11条 管理者が公務のため旅行するときは、八戸市職員等の旅費支給条例(昭和28年八戸市条例第9号)第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等の例により旅費を支給する。</p>



議案第8号

八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年1月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間満了に伴い、スクールバス運行の対象区域について規定の整理をするためのものである。

## 八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則

八戸市南郷スクールバス運営規則（平成17年八戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「八戸市南郷区」を「八戸市南郷」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



○八戸市南郷スクスールバス運営規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、及び南郷の児童市南郷の運行及び生徒スクスールバスを定 るため、八戸市南郷の児童市南郷の運行及び生徒スクスールバスを定 めるとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、及び南郷の児童市南郷の運行及び生徒スクスールバスを定 めるとする。</p>



議案第9号

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年1月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

市野沢小学校教職員住宅三合山1号等を廃止するとともに、南郷区の設置期間満了に伴い、教職員住宅の位置について規定の整理をするためのものである。

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則

八戸市南郷教職員住宅規則（平成17年八戸市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第6条関係）

名称	位置	建設年月	建坪
八戸市立市野沢小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3
〃 三合山2号	八戸市南郷大字市野沢字三合山41番地48	昭和44年9月	15.5
〃 三合山3号	〃	昭和44年9月	15.5
〃 屋敷添2号	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2	昭和45年12月	16.0
〃 屋敷添3号	〃	昭和47年10月	16.0
八戸市立中野小学校八ツ役1号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地1	昭和32年10月	16.5
〃 八ツ役2号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地2	昭和44年9月	20.5
八戸市立鳩田小学校鳩田向1号	八戸市南郷大字大森字鳩田向21番地2	昭和49年2月	15.0
八戸市立島守小学校校長住宅	八戸市南郷大字島守字小平21番地11	昭和62年8月	22.5
〃 校長住宅用車庫	〃	昭和62年8月	4.5
八戸市立中沢中学校市野沢平1号	八戸市南郷大字市野沢字市野沢平51番地	昭和50年11月	26.0
〃 市野沢平2号	〃	昭和50年11月	26.0
八戸市立島守中学校馬場1号	八戸市南郷大字島守字馬場17番地1	昭和39年3月	24.7

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○八戸市南郷教職員住宅規則の一部改正 新旧対照表

改正後				改正前					
別表第1 (第2条、第6条関係)	名称	位置	建設年月	建坪	別表第1 (第2条、第6条関係)	名称	位置	建設年月	建坪
八戸市立市野沢小学校	校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3	八戸市立市野沢小学校	校長住宅	八戸市南郷区大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3
"	三合山2号	八戸市南郷大字市野沢字三合山41番地48	昭和44年9月	15.5	"	三合山1号	八戸市南郷区大字市野沢字三合山41番地48	昭和44年9月	16.3
(略)					"	三合山2号	"	昭和44年9月	15.5
"	屋敷添2号	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添14番地2	昭和45年12月	16.0	"	屋敷添2号	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2	昭和45年12月	16.0
"	屋敷添3号	"	昭和47年10月	16.0	"	屋敷添3号	"	昭和47年10月	16.0
八戸市立中野小学校	八ツ役1号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地1	昭和32年10月	16.5	"	浜梨子森1号	"	昭和47年10月	16.0
"	八ツ役2号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地2	昭和44年9月	20.5	"	浜梨子森1号	八戸市南郷区大字中野字浜梨子森1番地16	昭和47年10月	16.0
八戸市立嶋田小学校	嶋田向1号	八戸市南郷大字大森字嶋田向21番地2	昭和49年2月	15.0	八戸市立中野小学校	八ツ役1号	八戸市南郷区大字中野字八ツ役14番地1	昭和32年10月	16.5
八戸市立島守小学校	校長住宅	八戸市南郷大字島守字小平21番地11	昭和62年8月	22.5	"	八ツ役2号	八戸市南郷区大字中野字八ツ役14番地2	昭和44年9月	20.5
"	校長住宅用車庫	"	昭和62年8月	4.5	八戸市立嶋田小学校	嶋田向1号	八戸市南郷区大字大森字嶋田向21番地2	昭和49年2月	15.0
八戸市立中沢中学校	市野沢平1号	八戸市南郷大字市野沢字市野沢平51番地	昭和50年11月	26.0	八戸市立島守小学校	校長住宅	八戸市南郷区大字島守字小平21番地11	昭和62年8月	22.5
(略)					"	校長住宅用車庫	"	昭和62年8月	4.5
八戸市立島守中学校	馬場1号	八戸市南郷大字島守字馬場17番地1	昭和39年3月	24.7	八戸市立中沢中学校	屋敷添1号	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地	昭和40年8月	17.8

改正後	改正前			
	市野沢 平1号	八戸市南郷区大字市野沢 字市野沢平51番地	昭和50年11月	26.0
	(略)			
	八戸市立島守中学 馬場1号	八戸市南郷区大字島守字 馬場17番地1	昭和39年3月	24.7

議案第10号

八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年 1 月28日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の終了に伴う規定の整理その他所要の改正をするためのものである。

## 八戸市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市図書館条例施行規則（平成20年八戸市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。



個人貸出登録申込書

年 月 日

（あて先）八戸市立図書館長

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分	1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行				
フリガナ					
氏名	男・女		生年月日	明・大昭・平	年 月 日
住所 (八戸市へ一時滞在の方は住民登録地の住所)	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
	方書・アパート名等				
主な連絡先電話番号	自宅・携帯 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		その他の電話番号	自宅・携帯 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
勤務先又は学校名				電話	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
その他住所	※八戸市へ一時滞在の方は八戸市での住所				

保護者氏名（小学生以下の場合に記入）

フリガナ			インターネット予約サービス	
氏名			希望する	希望しない

※小学生以下はインターネット予約サービスを利用できません

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間は発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を提出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証など）を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊（点）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期限は次の巡回日までです。
  - ・図書資料 1人5冊まで、15日以内
  - ・視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

登録館

1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
3. 八戸市図書情報センター 4. 移動図書館 ST名( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. 住基カード 6. その他( )
--

(その2)

### 個人貸出登録申込書

年 月 日

(あて先) (指定管理者代表者)

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分	1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行														
フリガナ															
氏名	男・女	生年月日	明・大昭・平	年	月 日										
住所 (八戸市へ一時滞在の方は住民登録地の住所)	〒 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 方書・アパート名等														
主な連絡先電話番号	自宅・携帯	その他の電話番号	自宅・携帯												
勤務先又は学校名			電話												
その他住所	※八戸市へ一時滞在の方は八戸市での住所														

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ			インターネット予約サービス	
氏名			希望する	希望しない

※小学生以下はインターネット予約サービスを利用できません

#### 注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を提出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期限は次の巡回日までです。
  - ・図書資料 1人5冊まで、15日以内
  - ・視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

#### 職員記入欄

利用カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録館

1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
3. 八戸市図書情報センター 4. 移動図書館 ST名( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. 住基カード 6. その他( )
--

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

（表）

りょう 利用カード	
なまえ 名前	
	◇八戸市立図書館 TEL.0178-22-0266 〒031-0022 八戸市大字糠塚字下道2-1
	◇八戸市立南郷図書館 TEL.0178-60-8100 〒031-0111 八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39-1
	◇八戸市図書情報センター TEL.0178-70-2600 〒039-1101 八戸市大字尻内町字館田1-1 八戸駅ビル1階

（裏）

- 貸出を受けるときには、かならずお持ちください。
- このカードを他の人に貸さないでください。
- このカードは八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館で共通で利用できます。
- 住所などが変わった時、またカードをなくした時は、ご連絡ください。
- このカードの有効期間は発行日から5年間です。期限が切れる前に更新手続きをお願いします。

※ 有効期限            年    月    日

附 則

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第3号様式による利用カードについては、当分の間これを取り繕って交付することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている利用カード及び前項の規定により交付される利用カードは、この規則による改正後の別記第3号様式による利用カードとみなす。

○八戸市図書館条例施行規則の一部改正 新旧対照表

改正後

第1号様式（第9条関係）

(その1)

個人貸出登録申込書

(あて先) 八戸市立図書館長

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. バスワード発行

フリガナ		フリガナ	
氏名	男・女	生年月日	年 月 日
住所		明・大 昭・平	
主な連絡先 電話番号	自宅・携帯	自宅・携帯	
勤務先 又は学校名	その他の 電話番号		
その他 住所			
保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)			
フリガナ			
氏名			

※小学生以下はインターネット予約サービスを利用できません

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に際する規定を継続した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの変更又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証など）を提示してください。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償していただきます。
- 貸出しを受けることができる冊（冊）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については次の通りです。
  - 図書館資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

登録館	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
	3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名 ( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. 住居カード 6. その他 ( )
---

改正前

第1号様式（第9条関係）

(その1)

個人貸出登録申込書

(あて先) 八戸市立図書館長

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更	
フリガナ	
氏名	生年月日
住所	明・大 昭・平
勤務先 又は学 校名	自宅 電話 携帯 電話

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ	
氏名	インターネット予約サービス 希望する 希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に際する規定を継続した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの変更又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、本人を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、生徒手帳など）を提示して下さい。青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示して下さい。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償していただきます。
- 貸出しを受けることができる冊（冊）数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については次の通りです。
  - 図書館資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2点まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市立南郷情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

登録館	1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館
	3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名 ( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. その他 ( )
--

改正後

(その2)

個人貸出登録申込書

(あて先) (指定管理者代表者)

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 有効期間更新 3. 再交付 4. 登録内容変更 5. パスワード発行

フリガナ

氏名	男 ・ 女	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
住所 (八戸市へ一時 滞在の方は 住民登録地の 住所)	〒			
主な連絡先 電話番号	自宅・携帯	その他の 電話番号	自宅・携帯	
勤務先 又は学校名		電話		
その他 住所	※八戸市へ一時滞在の方は八戸市での住所			

方書・アパート名等

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ

氏名

インターネット予約サービス  
希望する 希望しない

※小学生以下はインターネット予約サービスを利用できません

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、氏名、住所等を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)を提示してください。
- 青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期限は次の通りです。
  - 図書館資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2冊まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書館情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録館

1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館

3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. 住基カード 6. その他( )

改正前

(その2)

個人貸出登録申込書

年 月 日

(あて先) (指定管理者代表者)

八戸市図書館条例施行規則第9条第1項の規定により、図書館資料の個人貸出登録を申し込みます。

申込区分 1. 新規 2. 更新 3. 再交付 4. 登録変更

フリガナ

氏名	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
住所	〒		
勤務先 又は学 校名		自宅 電話	
		携帯 電話	
		電話	

保護者氏名 (小学生以下の場合に記入)

フリガナ

氏名

インターネット予約サービス  
希望する 希望しない

注意事項

- 個人の方で、図書館資料の貸出しを受けることができるのは次に該当する方です。
  - 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する方
  - 青森県内図書館共通利用券を持参した方
  - 図書館等相互利用に関する協定を締結した図書館等が所在する地方公共団体内に住所を有する方
- 利用カードの有効期間はその発行日から5年間となります。なお、利用カードの更新又は再交付を受ける場合は再度この申込書を出してください。
- 申込み時には、本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、生後手帳など)を提示して下さい。
- 青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を出してください。
- 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については1人7冊まで、貸出期限は次の通りです。
  - 図書館資料 1人5冊まで、15日以内
  - 視聴覚資料 1人2冊まで、8日以内
- 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書館情報センター・移動図書館の各館を共通で利用できます。

職員記入欄

利用カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録館

1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館

3. 八戸市図書館情報センター 4. 移動図書館 ST名( )

本人確認方法

1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 学生証 4. 県内共通利用券 5. その他( )

改正後

改正前

(表)

りよう  
利用カード

なまえ  
名前



◇八戸市立図書館 TEL.0178-22-0266  
〒031-0022 八戸市大字藤原字下道2-1  
◇八戸市立南郷図書館 TEL.0178-60-8100  
〒031-0111 八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39-1  
◇八戸市図書館情報センター TEL.0178-70-2600  
〒039-1101 八戸市大字尻内町字船田1-1 八戸駅ビル1階

- 貸出を受けるときには、かならずお持ちください。
- このカードを他の人に貸さないでください。
- このカードは八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書館情報センター・移動図書館で共通で利用できます。
- 住所などが変わった時、またカードをなくした時は、ご連絡ください。
- このカードの有効期間は発行日から5年間です。期限が切れる前に更新手続きをお願いします。

※ 有効期限 年 月 日

(裏)

(表)

りよう  
利用カード

なまえ  
名前



◇八戸市立図書館  
〒031-0022 八戸市大字藤原字下道 2-1 TEL.0178-22-0266  
◇八戸市立南郷図書館  
〒031-0111 八戸市南郷区大字市野沢字野沢 39-1 TEL.0178-60-8100  
◇八戸市図書館情報センター  
〒039-1101 八戸市大字尻内町字船田 1-1 TEL.0178-70-2600

- 貸出を受けるときには、かならずお持ちください。
- このカードを他の人に貸さないでください。
- このカードは八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書館情報センター・移動図書館で共通で利用できます。
- 住所などが変わった時、またカードをなくした時は、ご連絡ください。
- このカードの有効期間は発行日から5年間です。期限が切れる前に更新手続きをお願いします。

※ 有効期限 年 月 日

(裏)